

平成 25 年 11 月 13 日

各 位

長崎銀行

金融円滑化への取り組みについて

長崎銀行（頭取 山本 一雄）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、中小企業金融円滑化法）の第 4 条及び第 5 条に基づき平成 25 年 3 月末までに受け付けた貸付け条件の変更等の申込み、及び金融庁による中小企業金融円滑化法の期限到来後の自主的な開示要請に基づく貸付け条件の変更等の申込みについて、それぞれ平成 25 年 9 月末時点の実施状況を公表いたします。

中小企業金融円滑化法に基づく公表

- [貸付けの条件の変更等の実施状況について](#)
- [貸付けの条件の変更等の実施状況について（詳細版）](#)

中小企業金融円滑化法期限到来後の自主的な開示要請に基づく公表

- [貸付けの条件の変更等の実施状況について](#)
- [貸付けの条件の変更等の実施状況について（詳細版）](#)

以上

本件に関するお問い合わせ先
総合企画部 渡邊 095-829-4109